

議案第62号関連資料 家族介護用品支給事業の拡充について

1 概要

現在、在宅で介護を続けられている家族の介護負担の軽減を図るため、認知症や寝たきり状態などの重度の介護を要する高齢者の家族介護者に対し、紙おむつなどの介護用品を支給する事業を行い、介護や支援が必要となっても住み慣れた地域で自分らしく暮らせる地域共生社会づくりに取り組んでいるところです。

高齢化の進展とともに介護が必要となる高齢者も増加する中、要介護高齢者を在宅で介護している低所得世帯にとっては、介護にかかる費用負担も大きく、特に介護者も高齢者である老々世帯については、身体的にも精神的にも負担が著しく、介護疲れによる共倒れや高齢者虐待などにもつながりかねません。

そこで、高齢者の生活支援の一環として、介護軽減に資する本事業について、拡充を図りたいと考えています。

2 現行の事業概要

(1) 目的

在宅で生活している寝たきり又は認知症高齢者を介護している家族に対して、紙おむつなどの介護用品を支給することにより、介護している家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図っています。

(2) 実施方法

適切な事業運営が確保できる実施業者への業務委託

(3) 利用対象者

要介護4又は要介護5に該当する方(以下「要介護者」という。)を居宅において介護している非課税世帯の家族

(4) 支給内容

- ① 紙おむつ、尿とりパット、おしり拭き、使い切り手袋 など
- ② 要介護者1人につき月額8,000円分を上限

(5) 支給方法

利用者が希望する介護用品をカタログから選択し、実施業者へ配達を依頼(月1回)

3 拡充の内容

(1) 利用対象者の拡大

現 行	拡大後
要介護4又は要介護5	要介護3以上

(2) 高齢者見守り支援サービスの付加

- ① 実施業者が介護用品の定期配達時に、対象世帯への声掛けや生活支援につながる情報提供等を行い、見守りを実施します。
- ② 実施業者は、対象世帯の異変を認めるときは、直ちに市へ連絡するものとし、早期の支援につなげていきます。

4 実施時期

令和2年7月

5 支給状況

平成30年度		令和元年度		令和2年度（見込み）	
80人	4,885千円	100人	5,756千円	170人	11,474千円

6 補正予算額

4,000千円